

松伏町

まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年3月

松伏町

目次

1. 計画策定の基本的な考え方	1
(1) 「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置付け	1
(2) 国策定の「長期ビジョン」及び「総合戦略」の概要	3
2. 人口の将来展望を踏まえためざすべき方向	4
(1) 松伏町の人口動向	4
(2) 松伏町の将来人口	4
(3) 人口対策の観点から必要とされる対応	5
3. 今後5年間で取り組むべき課題と基本理念	6
(1) 松伏町が抱える課題	6
(2) 課題解決の視点	7
(3) 5か年戦略の基本理念	8
4. 総合戦略の基本目標と施策	9
(1) 基本目標1 魅力ある働く場を確保する	10
(2) 基本目標2 新たにひとを呼び込む魅力を発信する	13
(3) 基本目標3 自然環境の良さを活かして、子育てや暮らしの環境を向上させる	16
(4) 基本目標4 町民ニーズに合った、生活利便性が向上するまちをつくる	20
5. 土地利用構想に関する重点施策	23
(1) 第5次総合振興計画における土地利用構想	23
(2) 総合戦略における重点施策	24
6. 総合戦略推進にあたっての2つの視点	28
(1) 産官学金労言との連携	28
(2) PDCAサイクルによる進行の管理	28
7. 今後の考え方	29
8. 資料	30
(1) 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例	30
(2) 審議会委員	32
(3) 諮問書	33
(4) 答申書	34

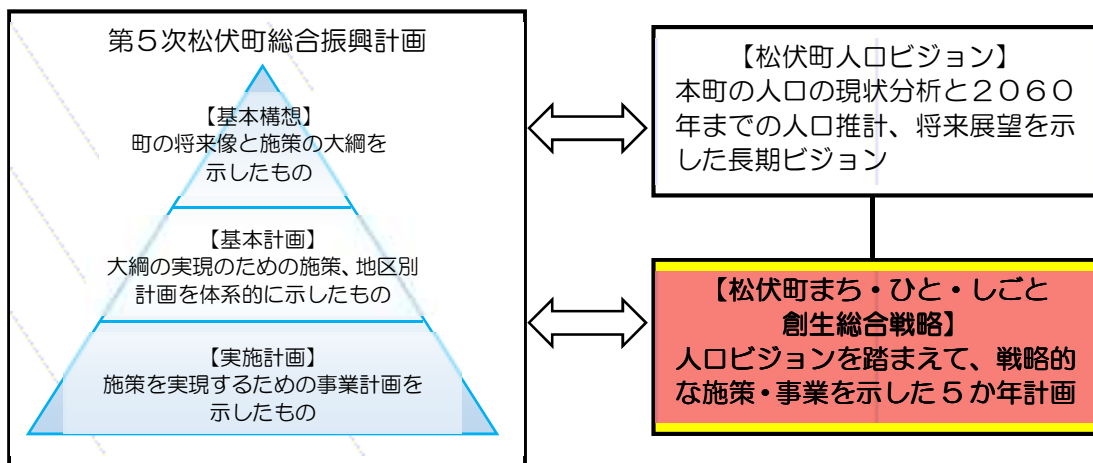
1. 計画策定の基本的な考え方

(1) 「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置付け

「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）は、本町の「人口ビジョン」で示す長期的な人口予測とまちのあり方を踏まえて、今後5年間で行うべき戦略的施策の方向性、具体的な事業を示すものです。

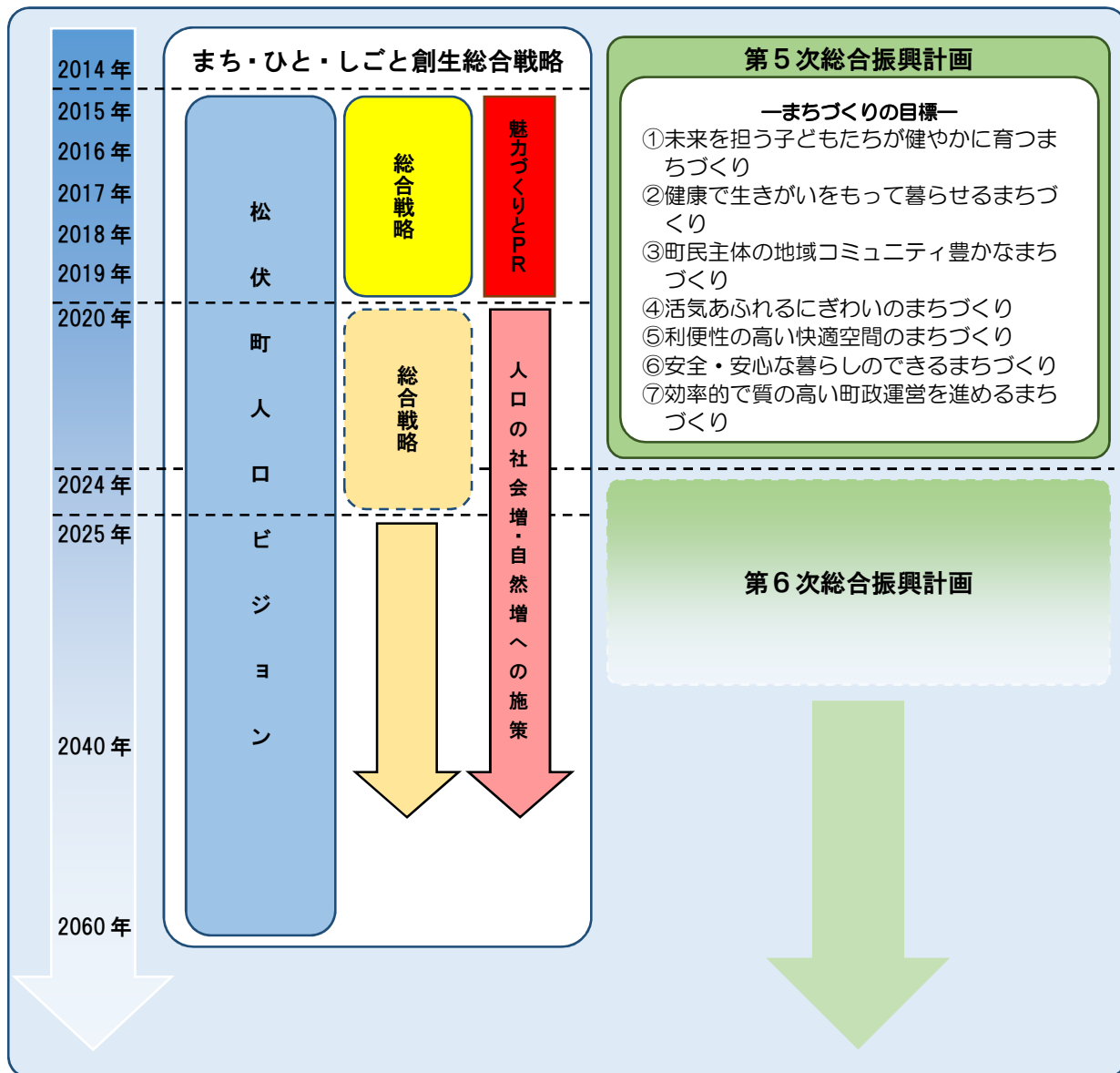
さらに、総合戦略は、本町のあるべき姿と進むべき方向についてその指針を示した「松伏町第5次総合振興計画」との整合を図りつつ、人口減少がもたらす問題点の克服と地方創生に主眼を置き、戦略的視点に立って進めるべき施策や事業を示したものです。

～総合振興計画と総合戦略の関係～



また、下図に示すように、短中期的な期間で総合的な町の取組みを示す「総合振興計画」と、長期的な展望を示す「人口ビジョン」、急務である人口減少などへの対応に焦点を当てた短期的な戦略を示す「総合戦略」によって、戦略的な町の創生を図ります。

松伏町総合戦略の位置付け



(2) 国策定の「長期ビジョン」及び「総合戦略」の概要

国は、平成26年12月に、わが国の人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及び、これを実現するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」をとりまとめ、閣議決定しました。

その概要は、以下のとおりです。

策定の背景

- ・日本の人口は2008（平成20）年をピークに減少に転じ、今後加速度的に進む見込み。
- ・人類史において類を見ない「人口急減・超高齢社会」がわが国に到来。
- ・人口の東京一極集中は人口の再生産を鈍らせ、更なる少子化を招く。
- ・平成26年5月に民間研究機関（日本創成会議）が「消滅可能性都市」を公表。

3つの視点

- ①「東京一極集中」を是正する。
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

「まち」「ひと」「しごと」の好循環を実現するための4つの基本目標

- ①「地方における安定した雇用を創出する」：“しごと”
- ②「地方への新しいひとの流れをつくる」：“ひと”
- ③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」：“子育て”
- ④「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」：“まち”

国の長期ビジョン・総合戦略では、「東京一極集中の是正」をテーマとしていますが、東京圏に含まれる本町においては、「町内への人口の呼び込みと定着」と読み替えて計画を策定しています。

2. 人口の将来展望を踏まえためざすべき方向

(1) 松伏町の人口動向

本町の人口の近況と動向は、次のとおりです。

- 本町の人口は30,441人となっています(2015(平成27)年8月1日現在・住民基本台帳による人口)。
- 周辺市町の人口が横ばいあるいは増加傾向にあるのに対し、本町の人口は2010(平成22)年を境に減少傾向を示しています。
- 年齢3区分別人口の構成比をみると、県を下回るペースではあるものの、年少人口及び生産年齢人口比率の低下と高齢者人口比率の増加(少子高齢化)が確実に進行しています。
- 埼玉県全体が東京都などへの通勤・通学が多く、昼夜間人口比率が88.6%と全国で最低水準となっている中で、本町の比率は80%を下回っており、特に流出超過の傾向が顕著です。東京都のほか、越谷市・吉川市といった周辺都市への通勤目的の流出超過が目立ちます(2010(平成22)年国勢調査)。
- 2005(平成17)年国勢調査までは増加傾向であった労働力人口が、2010(平成22)年国勢調査では減少に転じています。周辺市町では増加しているところもあり、本町における人口構造のバランスの崩れが相対的に顕在化してきているといえます。

(2) 松伏町の将来人口

本町の将来人口の推計結果の概要は、次のとおりです。

- 2010(平成22)年国勢調査で31,153人であった人口は減少傾向にあり、その傾向は今後も変わらないばかりか、減少速度が加速化することが確実視されています。
- 2040(平成52)年に26,152人まで減少(国立社会保障・人口問題研究所による推計)し、2060(平成72)年には20,213人まで減少すると推計されています(国配布のプログラムによる計算値)。
- 東京都への転出など、人口の社会減が続く場合には、さらに大幅な人口減少が予想されます(民間研究機関である日本創成会議による推計)。
- 大きな社会経済変化や今後の人口対策による効果を見込まない場合、高齢化のピークは既に超えつつありますが、少子化は今後5~10年程度、生産年齢人口比率の減少は今後30年程度続くと予想されます。

(3) 人口対策の観点から必要とされる対応

本町の人口動向と将来値の推計結果から、次のような対応が必要であると考えられます。

①魅力ある田園都市の形成

東京から30キロ圏内にありながら、自然が多く残るといふ面は、本町の強みです。

こうした既存ストックである美しい自然環境の保全と活用を行い、自然を楽しめるまちづくりを進めるとともに、交通利便性の向上及び就職や起業の場の創出を図ることにより、本町の魅力を伸ばし、町民にとって誇りにできる居心地の良いまちをめざします。

②先進的プロモーションによる都市の形成

本町では、これまでも、まちの広報や魅力のPRに努めてきましたが、多くの人たちを呼び込み、住んでもらうというところまで至っていない現状があります。

今後は、町の魅力を発信するPR活動やイメージアップのための取組みを通じて、人口減少に歯止めをかけ、また人口の呼び込みと呼び戻しにつなげることをめざします。その観点から、電子メディアの活用、自然環境に恵まれた豊かな暮らしや営みの体験、交流機会の提供などを通じて、本町が有する魅力や豊かさを発見・共感してもらうための取組みを進めます。

長期的には、本町の認知度を向上させ、松伏町なら住みたいと多くの人たちが感じるようなまちをめざします。

③魅力にあふれ子育てをしたくなるまちの形成

地域がもつ資源の再評価を行いつつ、新たな資源の発掘と活用を図ります。

町民を始め、町内の大学、企業など様々な機関と協力・連携し、町民の満足度を高めるとともに、外から訪れるひとに魅力を感じてもらえるまちづくりに取り組みます。

直接的な子育て支援策の実施とともに、魅力あるまちづくりの結果として、子育てをしたくなるようなまち、自然にひとが集まってくるようなまちをめざします。

3. 今後5年間で取り組むべき課題と基本理念

(1) 松伏町が抱える課題

人口の定着・回復を主眼とした課題を再整理すると、次のとおりです。

①豊かな自然環境・生活環境と農のあるまちとしての持続的発展

本町には、町中心部を包み込むように流れる江戸川、中川、大落古利根川に沿って豊かな水田地帯が広がり、まつぶし緑の丘公園や河川敷、斜面林などとあわせて、うるおいの感じられる水と緑の空間が形成されています。また、閑静でゆったりと暮らせる住宅市街地や集落地が整備されています。

こうした豊かな自然環境と生活環境、そして県内有数の農業の活発なまちとしての特性を活用して人口の定着と呼び戻しを図り、まちの持続的な発展につなげることが重要です。

また、こうした強みを最大限に活かして、良好な居住環境のある低層住宅を中心とした住宅地を持続的に発展させていくための施策に注力するとともに、さらにその魅力を強化していく観点から、新市街地の開発などを具体化していくことが当面の課題となります。

②魅力ある働く環境の確保

本町は、農業を除いて就業の場が多くない現状にあります。商業施設については、沿道型の大規模商業施設の立地が進む一方で、小売店舗数は減少しています。工業については、町内には金属製品、プラスチック製品、食料品などを生産する事業所が立地し、工業団地として東埼玉テクノポリスや松伏工業団地が整備されています。また現在、大川戸地区への小規模な産業団地の整備に取り組んでいます。

こうした中、農業の高度化（6次産業化[※]など）を図るとともに、商業施設の誘致、産業団地や工業集積地域の整備による工場などの計画的な立地誘導、観光の振興、コミュニティビジネスの活性化などにより、雇用を増やしていくことが重要です。

この観点から、既存の産業の持続的発展と活性化に資する事業の展開とともに、魅力向上のための就業環境の向上を支援する取組みなどが当面の課題となります。

※6次産業化とは、農林水産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までをまとめて手がける取組みをさします。

③公共交通などの生活利便性の維持・向上

本町には鉄道が通っておらず、路線バスが町民の生活の足として欠かせないものとなっています。主要な幹線道路にはバス路線が整備され、多様な事業形態による運行が行われるなど周辺の鉄道駅への利用が容易となっています。

今後、人口の定着や増加をめざすうえで、北部の農村地域などの「交通空白地域」の解消やバス

車両の低床化、路線の道路改良などにより、バスの利便性を向上していくことが必要です。

また、公共交通関連情報の充実、鉄道路線の新設に向けた運動の推進なども重要です。

当面は、交通の実態を正確に把握し、新市街地整備の検討の深化を図り、公共交通の利便性の維持・向上につなげる枠組みを明らかにすることが課題となります。

④まちの住みやすさをアピールするイメージアップ

①～③の取組みを進めていくとともに、それらの進捗状況や、もともと本町がもつ資源、特に住みやすさについて内外に広くアピールしていくことが必要です。

そのため、地域資源を有効活用し、発信することをはじめ、潜在的な魅力や資源を発掘し磨き上げていくこと、そして究極的には「松伏ブランド」の構築につなげていくことまでを視野に、まちのイメージアップのための幅広い取組みが課題となります。

また、本町単独ではなく、周辺市町との連携によるイメージアップに取り組むことも考えられます。

町内の大学などと連携したPR戦略を行うなど、多額の投資を必要としないものの効果が見込まれる事業を中心に展開を図ることが当面の課題となります。

(2) 課題解決の視点

(1) に示した課題の解決にあたって、次の3つの視点から施策・事業を検討します。

①松伏町の強みを活かす

次のような強みを活かす視点を大切にします。

- 田園・水辺・斜面林などが織り成す美しい自然環境と景観
- 閑静な住環境、治安の良さ、周辺都市と比較して低廉な土地価格など、子育て環境の良さ
- 周辺都市と比較して強い農業
- 大学の立地 など

②松伏町の弱みを克服する

次に示すような弱みを克服する視点を持ちます。

- 活気とにぎわいの不足
- 就業の場の絶対量と多様性の不足
- 子育てと両立可能な就労の場の不足
- 鉄道駅がないこととそれに伴う交通利便性の悪さ など

③魅力を宣伝する

本町がもつ資源などを把握・整理したうえで、本町の進める取組みとともに、インターネットをはじめとする多様なメディアにより内外に発信していく「まちの宣伝（シティプロモーション）」の視点を重視します。

（3）5か年戦略の基本理念

本町の人口減少に歯止めをかけ、さらに増加・回復に向かわせるためには、交流人口を増やし定住化につなげることや、流出人口を抑制することが不可欠となります。

そのためには、子育て世代を中心としたファミリー世帯の定住・呼び込みに注力することが有効であると考えられます。それは、当面の活性化につながるのみならず、将来的な人口バランスの適正化にもつながる効果が見込めます。

また、少子高齢化という時代の流れに対応し、子どもから高齢者まで、誰もが本町に愛着を持ち、健康に長く暮らせる環境づくりに取り組みます。

これらの観点から、今後5か年の総合戦略の基本理念を次のとおりとします。

交流人口を増やす魅力づくりと町民満足度の向上

4. 総合戦略の基本目標と施策

前述の基本理念に基づき、国の総合戦略で謳われている、「しごと」が「ひと」を呼び込み「子育て」の希望をかなえることで、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環と、その好循環が支える「まち」に活力を取り戻すという、「しごと」「ひと」「子育て」「まち」の4つの観点から、本町の総合戦略の4つの基本目標を定めます。

【基本目標1】魅力ある働く場を確保する

【基本目標2】新たにひとを呼び込む魅力を発信する

【基本目標3】自然環境の良さを活かして、子育てや暮らしの環境を向上させる

【基本目標4】町民ニーズに合った、生活利便性が向上するまちをつくる

また、基本目標に対する施策を次のように定めます。

戦略における基本目標と施策体系

国総合戦略の 基本目標※	基本目標	施策
しごと	魅力ある働く場を確保する	労働環境の向上支援
		企業の支援と誘致
ひと	新たにひとを呼び込む魅力を発信する	地域の特産品開発とPR
		転入しやすい環境づくり
子育て	自然環境の良さを活かして、子育てや暮らしの環境を向上させる	松伏町の特色を活かした教育環境の充実
		子育て世帯への支援
		多世代交流の場づくり
まち	町民ニーズに合った、生活利便性が向上するまちをつくる	新たな拠点形成の推進
		交通基盤整備の推進

※P3参照

なお、事業の計画及び実施にあたっては、以下のような町内外の関係各機関及び町民と協働することで、健全な行財政運営を維持しつつ、より効果的で実効性のある取組み内容となるよう、具体的な連携主体を検討していきます。

事業の計画及び実施にあたっての連携主体

産	産業界（商工会など）	金	金融機関（銀行など）
官	行政機関（県など）	労	労働団体（ハローワークなど）
学	教育機関（小中高校、大学など）	言	報道機関（新聞社など）

(1) 基本目標1 魅力ある働く場を確保する

働ける場があることが、本町への人口の呼び込みと定着につながる重要な条件となります。その観点から、労働環境を向上し、多様な働き方の実現をめざして、魅力ある雇用の場づくりに戦略的に取り組みます。

町内では、働く女性（女性の労働力人口）が20～50歳代において60%を超えており、働きながら子どもを生み・育てたいという女性の希望をかなえるため、子育てと仕事の両立が実現できるような施策を重視します。

また、（都）東埼玉道路と（都）浦和野田線の整備に合わせて検討されている新市街地エリアに、その交通利便性を活かした町外からの企業誘致を推進することにより、町内に雇用の場を増やします。

■基本目標に対する数値目標

○町民意識調査による「通勤・通学の利便性」に関する町民の満足度の割合

（平成27年：19.3%→平成31年：25.0%）

○町民意識調査による「働く場所が限られている」を転出したい理由に挙げる町民の割合

（平成27年：23.1%→平成31年：20.0%）

施策	事業	連携主体
労働環境の向上支援	多子世帯保育料軽減事業（先行型 [※] ）	官
	育児休業給付制度利用奨励事業	労
	「多様な働き方実践企業」認定推進事業	官・労・金
	子育て応援企業支援事業	官
	転入勤労者支援事業	産・労・金
企業の支援と誘致	地産地消促進事業（先行型）	産
	新市街地整備促進事業	産・官・労・金
	企業誘致推進事業	産・官・労・金
	地域資源を活用した特産品開発事業	産・学・言
	創業支援事業	産・官・金
	インターンシップ受け入れ推進事業	産・学・労

※地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、本総合戦略の策定と並行して平成27年度に先行実施した事業

■施策1 労働環境の向上支援

【5か年の重要業績評価指標（KPI）】

- 多子世帯保育料軽減事業により補助を行う児童数
(平成27年3月～平成28年3月：24人)
- 該当事業により支援した企業数の合計実績（平成31年までの5年間で20件）
- 埼玉県「多様な働き方実践企業認定制度」に認定された町内企業数
(平成27年：13件→平成31年：20件)

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
多子世帯保育料軽減事業 (先行型)	第3子以降の保育料の軽減と減免に伴う保育所などの運営経費を補填することで、保育料軽減の影響が出ないよう円滑な運営維持を図る。埼玉県の地方創生事業と連携して行うもの。	官
育児休業給付制度利用奨励事業	ハローワークで実施している「仕事と家庭の両立支援関係の助成金」の各制度の利用を推進する。	労
「多様な働き方実践企業」認定推進事業	町内企業に対して、埼玉県で実施している「多様な働き方実践企業認定制度」への登録を推進するとともに登録企業への優遇を行う。	官・労・金
子育て応援企業支援事業	雇用している町民に保育料の援助をする企業に対して、支援の充実を図る。	官
転入勤労者支援事業	人口増と町内企業の活性化を図るため、本町に転入してきた勤労者とその勤労者を雇用した企業に対して、支援の充実を図る。	産・労・金

■施策2 企業の支援と誘致

【5か年の重要業績評価指標（KPI）】

- 農産物直売所への来場者数
(平成27年6月～平成28年3月：21,000人)
- 該当事業による企業誘致相談件数 (平成31年までの5年間で4件)
- 該当事業による創業相談件数 (平成31年までの5年間で20件)
- インターン受け入れ企業数 (平成31年までの5年間で15社)

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
地産地消促進事業 (先行型)	自分で生産した作物が売れることで収入の確保が図られ、生活への張りを生むことを目的に、町農業の拠点であるJAさいかつ松伏支店に直売所を設置するため補助金を交付する。	産
新市街地整備促進事業	新市街地における工業団地の整備や周辺道路の整備など、企業誘致を受け入れる環境整備を促進する。	産・官・ 労・金
企業誘致推進事業	ハローワークや金融機関などとの連携を密にし、企業誘致を希望する企業への補助メニューの充実を図る。	産・官・ 労・金
地域資源を活用した特産品開発事業	大学生や消費者などの視点を活かした、本町の重要な地域資源である農産物(米・野菜)を利用した商品の開発を行い、ブランド化をめざす。	産・学・言
創業支援事業	主として若年の事業者を対象に、現在実施している創業資金利子補給制度の更なる充実を図る。また、開業資金への助成制度を構築するなどの支援策を用意し、広く町内外に周知する。	産・官・金
インターンシップ受け入れ推進事業	ハローワーク及び高校、大学との連携を密にし、社会勉強としての町内企業へのアルバイトあっせん、就職先模索としての町内企業へのインターンシップ活用を行う。	産・学・労

(2) 基本目標2 新たにひとを呼び込む魅力を発信する

現在、本町に外から訪れるひとは、周辺他市町と比較しても少ない状況となっており、その原因の一つに、魅力不足が挙げられます。町外から新たにひとを呼び込むために、ひとを惹きつける魅力を創出し、内外に発信することで、交流人口の増加及び定住化につなげます。

本町の主要産業の一つである農業を活かして、魅力を発信する拠点の整備に向けて検討を進めることで、訪れたいなるまちへの第一歩としていきます。

そして、ひとの定着化を図るため、転入を促進する魅力を整え、交流人口が定住人口へとつながるまちづくりをめざします。

また、広域地方創生事業として、埼玉県東南部5市1町（松伏町・草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市）において、広域における観光施策に関する調査研究をしており、今後、事業化に向けて検討を行っていきます。

■基本目標に対する数値目標

○町内人口の純移動数（平成26年：-145人→平成31年：±0）

○年間平均滞在人口（平成27年：56,617人→平成31年：57,000人）

施策	事業	連携主体
地域の特産品開発とPR	地域公共交通資源と「道の駅」の制度を活用した公共交通強化事業（先行型）	産・官・金
	グリーンツーリズム促進事業	産・学・言
	地域資源を活用した特産品開発事業（再掲）	産・学・言
転入しやすい環境づくり	北部地域居住促進事業	官
	新市街地整備促進事業（再掲）	産・官・労・金
	企業誘致推進事業（再掲）	産・官・労・金
	子育て世帯リフォーム・リノベーション促進事業	官・金
	転入勤労者支援事業（再掲）	産・労・金

■施策1 地域の特産品開発とPR

【5年間の重要業績評価指標（KPI）】

- ・本年度の調査研究を踏まえた民間バス事業者への説明件数
（平成27年11月～平成28年3月：2社）
- ・本年度の調査研究を踏まえた企業への説明件数（企業誘致促進のため）
（平成27年11月～平成28年3月：2社）
- ・イベントの合計開催回数（平成31年までの5年間で3回）
- ・イベントの合計参加者数（平成31年までの5年間で50人）
- ・該当事業により開発した商品数（平成31年までの5年間で2件）

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
地域公共交通資源と「道の駅」の制度を活用した公共交通強化事業（先行型）	企業誘致を進める新市街地域にバス路線を延伸し、交通結節点となるバスターミナルの設置及び「道の駅」制度の活用を検討を一体的に行う。地域の賑わいや生活を楽しむ場所の創出及び町内バス交通の利便性向上を図る。	産・官・金
グリーンツーリズム促進事業	町外者を呼び込むとともに、町民の本町に対する愛着が深まるよう、本町の自然資源や農業を活かした、各種体験イベントを実施するとともに、本町の魅力を町内外に発信する。	産・学・言
地域資源を活用した特産品開発事業（再掲）	大学生や消費者などの視点を活かした、本町の重要な地域資源である農産物（米・野菜）を利用した商品の開発を行い、ブランド化をめざす。	産・学・言

■施策2 転入しやすい環境づくり

【5年間の重要業績評価指標（KPI）】

- ・転入者アンケートによる永住意向の割合
（平成27年：62.2%→平成31年：70.0%）
- ・該当事業による合計助成件数（平成31年までの5年間で20件）

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
北部地域居住促進事業	町北部における居住区域拡張を図るため、都市計画法第34条第11号の規定により、住居系開発が可能な区域の指定を検討する。その際、「優良田園住宅制度」の導入可能性について、現況や法規制、熟度などについて基礎調査を行う。	官
新市街地整備促進事業 （再掲）	新市街地における工業団地の整備や周辺道路の整備など、企業誘致を受け入れる環境整備を促進する。	産・官・ 労・金
企業誘致推進事業 （再掲）	ハローワークや金融機関などとの連携を密にし、企業誘致を希望する企業への補助メニューの充実を図る。	産・官・ 労・金
子育て世帯リフォーム・ リノベーション促進事業	県の補助事業を活用し、多子世帯など家族構成の変化を理由にリフォームを行う世帯や、町内の空き家に転入後リフォーム・リノベーションを行おうとしている世帯に対して、リフォーム資金の利子補給などを行う。	官・金
転入勤労者支援事業 （再掲）	人口増と町内企業の活性化を図るため、本町に転入してきた勤労者とその勤労者を雇用した企業に対して支援の充実を図る。	産・労・金

(3) 基本目標3 自然環境の良さを活かして、子育てや暮らしの環境を向上させる

子育て世代を中心としたファミリー世帯の定住・呼び込みが重要であることから、子育て環境を向上させることにより、本町へのファミリー層の定着と呼び込みを図ります。

子育て環境を向上させるには、既に実施している事業をはじめ、子育て世帯に対する各種の財政的支援や、本町の特色を活かした教育環境の充実など、多角的な取組みが重要となります。

また、まちの活性化のためには、高齢化の進展による人口構造の変化に対応すべく、元気な高齢者によるまちづくりへの協力が必要です。多世代の交流を可能とするための場や仕組みを作っていくことが重要であることから、交流のためのサロンの設置などを進めます。

■基本目標に対する数値目標

○町民意識調査による「子育て環境」に関する町民の満足度の割合

(平成27年：56.2%→平成31年：65.0%)

○町民意識調査による「子どもの教育環境」に関する町民の満足度の割合

(平成27年：48.0%→平成31年：55.0%)

施策	事業	連携主体
松伏町の特色を活かした教育環境の充実	ICT [*] 教育推進事業	学
	小規模特認校制度の導入事業	学
	松伏っ子わくわく体験教室実施事業	学
	食育推進イベント事業	学
	“はたらくおじさんおばさんとおしごとたいけん!”事業	産・官・学
	グリーンツーリズム促進事業(再掲)	産・学・言
子育て世帯への支援	親子で学ぶ防災知識普及啓発事業(先行型)	官
	多子世帯保育料軽減事業(先行型)(再掲)	官
	育児休業給付制度利用奨励事業(再掲)	労
	子育て応援企業支援事業(再掲)	官
	子育て世帯リフォーム・リノベーション促進事業(再掲)	官・金
	育児休業給付制度利用奨励事業(再掲)	労
	公共交通支援事業	官
多世代交流の場づくり	北部拠点活性化事業(先行型)	官
	“笑顔で子育て”ふれあい健康づくり事業(先行型)	官
	地域多世代交流サロン設置支援事業	学

※ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)の略

■施策1 松伏町の特色を活かした教育環境の充実

【5年間の重要業績評価指標（KPI）】

- ・ICTの活用により授業がよりわかると思う児童の割合（平成31年までの5年間で80%）
- ・イベントの合計実施回数（平成31年までの5年間で20回）
- ・イベントの合計参加者数（平成31年までの5年間で1,000人）

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
ICT教育推進事業	小学校を対象にICTを活用した校内LANの整備や電子黒板やタブレット端末などの情報通信機器の導入を検討・実施する。	学
小規模特認校制度の導入事業	特色ある教育を背景に、町内全域から通学を認める「小規模特認校」とすることを検討する。	学
松伏っ子わくわく体験教室実施事業	小学生を対象に、講師を招いてさまざまな体験活動を実施する。実施にあたっては、大学生との連携による活動や、本町にゆかりのある著名人などを講師に招いての訪問授業なども検討する。	学
食育推進イベント事業	本町の農産物(米・野菜)を身近に感じられるような、町民参加型の食育推進イベントの実施を検討する。	学
“はたらくおじさんおばさんとおしごとたいけん！”事業	町内企業への子どもの関心度の向上を図るため、町内幼稚園、保育所、小中学校の児童・生徒及びその保護者を対象に、町内企業の仕事体験ができる場を設ける。	産・官・学
グリーンツーリズム促進事業（再掲）	町外者を呼び込むとともに、町民の本町に対する愛着が深まるよう、本町の自然資源や農業を活かした、各種体験イベントを実施するとともに、本町の魅力を町内外に発信する。	産・学・言

■施策2 子育て世帯への支援

【5年間の重要業績評価指標（KPI）】

- ・各種イベントにおける普及啓発ブースへの子育て親子の来場者数
(平成27年3月～平成28年3月：500人)
- ・多子世帯保育料軽減事業により補助を行う児童数
(平成27年3月～平成28年3月：24人)
- ・該当事業により助成を行う合計件数(平成31年までの5年間で50件)

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
親子で学ぶ防災知識普及啓発事業（先行型）	子育て世帯への災害時の備えについて、情報提供が不足がちであることから、子育て世帯向けに災害対処などを記載したパンフレットを作成し、子育て世帯への普及啓発を図るとともに、備蓄品を購入し、体験などを通じた周知をすることで子育て世帯の安全・安心を図る。	官
多子世帯保育料軽減事業（先行型）（再掲）	第3子以降の保育料の軽減と減免に伴う保育所などの運営経費を補填することで、保育料軽減の影響が出ないよう円滑な運営維持を図る。埼玉県地方創生事業と連携して行うもの。	官
育児休業給付制度利用奨励事業（再掲）	ハローワークで実施している、「仕事と家庭の両立支援関係の助成金」の各制度の利用を推進する。	労
子育て応援企業支援事業（再掲）	雇用している町民に保育料の援助をする企業に対して、支援の充実を図る。	官
子育て世帯リフォーム・リノベーション促進事業（再掲）	県の補助事業を活用し、多子世帯など家族構成の変化を理由にリフォームを行う世帯や、町内の空き家に転入後リフォーム・リノベーションを行おうとしている世帯に対して、リフォーム資金の利子補給などを行う。	官・金
育児休業給付制度利用奨励事業（再掲）	ハローワークで実施している、「仕事と家庭の両立支援関係の助成金」の各制度の利用を推進する。	労
公共交通支援事業	バスの増便などに向けた事業者への支援を行い、バス利用者の利便性向上を図る。	官

■施策3 多世代交流の場づくり

【5か年の重要業績評価指標（KPI）】

- ・子どもとの距離が縮まったと感じる人の割合（事業参加前と比べて増やす）
- ・児童（0歳から18歳まで）の施設来館者数
（平成27年3月～平成28年3月：1,500人）

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
北部拠点活性化事業 （先行型）	北部サービスセンター（旧老人福祉センター）※とその周辺地区における地域を町北部の拠点として位置付け、一部の行政事務やソフト事業を展開するため、多世代が利用するのに支障がないよう、施設改修や備品整備を行うとともに、一部の事業を前倒して実施していくもの。	官
“笑顔で子育て”ふれあい健康づくり事業 （先行型）	子育て世代から高齢者まで、誰もが健康で笑顔あるまちにしていけることが町全体で安心して子供を産み育てる環境整備につながるの考えの下、運動を1つのツールとして、子どもから高齢者まで一緒に体を動かし、交流していく中で町全体の子育て意識の向上、健康維持を図る。	官
地域多世代交流サロン設置支援事業	高齢者の日中の居場所となるサロンと認定こども園などの児童の活動や子育て支援のためのスペースを併設した宅幼老交流サロンの設置を支援する。	学

※「老人福祉センター」は平成28年4月1日より「北部サービスセンター」に改称

(4) 基本目標4 町民ニーズに合った、生活利便性が向上するまちをつくる

本町は、自然豊かな住環境、治安のよい安心な生活環境、周辺都市と比較して低廉な土地価格など、「住む場」としての強みがある一方で、鉄道駅がないことやそれに伴う交通利便性の悪さなどの弱みを抱えており、町民の満足度に大きく影響を及ぼしています。

ひとが集まる便利で暮らしやすいまちをつくるためには、ハード面の整備と新たな魅力を創出することが求められます。そこで、町域北部及び整備予定の主要道路の結節点周辺を拠点として本町の弱みを補う事業を展開し、より快適に暮らせるまちづくりをめざします。

■基本目標に対する数値目標

○町民意識調査による「公共施設の整備」に関する町民の満足度の割合

(平成27年：56.2%→平成31年：65.0%)

○町民意識調査による「行政サービス」に関する町民の満足度の割合

(平成27年：36.1%→平成31年：40.0%)

施策	事業	連携主体
新たな拠点形成の推進	北部拠点活性化事業（先行型）（再掲）	官
	地産地消促進事業（先行型）（再掲）	産
	北部地域居住促進事業（再掲）	官
	地域多世代交流サロン設置支援事業（再掲）	学
交通基盤整備の推進	地域公共交通資源と「道の駅」の制度を活用した公共交通強化事業（先行型）（再掲）	産・官・金
	新市街地整備促進事業（再掲）	産・官・労・金
	企業誘致推進事業（再掲）	産・官・労・金
	公共交通支援事業（再掲）	官
	交通実態調査事業	官

■施策1 新たな拠点形成の推進

【5年間の重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 児童（0歳から18歳まで）の施設来館者数
（平成27年3月～平成28年3月：1,500人）
- ・ 農産物直売所への来場者数
（平成27年6月～平成28年3月：21,000人）

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
北部拠点活性化事業 （先行型）（再掲）	北部サービスセンター（旧老人福祉センター）とその周辺地区における地域を町北部の拠点として位置付け、一部の行政事務やソフト事業を展開するため、多世代が利用するのに支障がないよう、施設改修や備品整備を行うとともに、一部の事業を前倒して実施していくもの。	官
地産地消促進事業 （先行型）（再掲）	自分で生産した作物が売れることで収入の確保が図られ、生活への張りを生むことを目的に、町農業の拠点であるJAさいかつ松伏支店に直売所を設置するため補助金を交付する。	産
北部地域居住促進事業 （再掲）	町北部における居住区域拡張を図るため、都市計画法第34条第11号の規定により、住居系開発が可能な区域の指定を検討する。その際、「優良田園住宅制度」の導入可能性について、現況や法規制、熟度などについて基礎調査を行う。	官
地域多世代交流サロン設置支援事業（再掲）	高齢者の日中の居場所となるサロンと認定こども園などの児童の活動や子育て支援のためのスペースを併設した宅幼老交流サロンの設置を支援する。	学

■施策2 交通基盤整備の推進

【5年間の重要業績評価指標（KPI）】

- ・本年度の調査研究を踏まえた民間バス事業者への説明件数
（平成27年11月～平成28年3月：2社）
- ・本年度の調査研究を踏まえた企業への説明件数（企業誘致促進のため）
（平成27年11月～平成28年3月：2社）
- ・調査検討結果を活用した事業計画立案件数（平成31年までの5年間で3件）

【5か年の実施検討事業】

事業名	事業概要	連携主体
地域公共交通資源と「道の駅」の制度を活用した公共交通強化事業（先行型）（再掲）	企業誘致を進める新市街地区域にバス路線を延伸し、交通結節点となるバスターミナルの設置及び「道の駅」制度の活用を検討を一体的に行うことで、地域の賑わいや生活を楽しむ場所の創出及び町内バス交通の利便性向上を図る。	産・官・金
新市街地整備促進事業（再掲）	新市街地における工業団地の整備や周辺道路の整備など、企業誘致を受け入れる環境整備を促進する。	産・官・労・金
企業誘致推進事業（再掲）	ハローワークや金融機関などとの連携を密にし、企業誘致を希望する企業への補助メニューの充実を図る。	産・官・労・金
公共交通支援事業（再掲）	バスの増便などに向けた事業者への支援を行い、バス利用者の利便性向上を図る。	官
交通実態調査事業	バス路線の再編や将来のデマンド型交通の導入可能性などを検討するうえでの交通ニーズなどに関する調査を行う。	官

5. 土地利用構想に関する重点施策

(1) 第5次総合振興計画における土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分し、土地利用を図っていきます。また、地域の活性化を図るため、2つの「活性化推進地区」を位置づけ、重点的に土地利用を図っていきます。

●自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

●田園環境活用地域

農業の進行と生活環境の改善の両立をめざします。

●市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

●工業集積地域

東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺の環境にとけ込んだ新たな産業団地の整備を図ります。

[活性化推進地区]

●職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに、新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

また、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなりコミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

●北部地区の拠点区域

北部サービスセンター(旧老人福祉センター)とその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

総合振興計画 土地利用構想図



(2) 総合戦略における重点施策

第5次総合振興計画における土地利用構想は、流入人口の受け皿の観点からも大変重要であることから、本総合戦略においても、「新市街地整備プロジェクト」及び「まつぶし北部活性化プロジェクト」を土地利用構想に関する重点施策に位置づけ、推進していきます。

①新市街地整備プロジェクト

(都) 東埼玉道路と(都) 浦和野田線が結節する松伏地区・田島地区は、総合振興計画における「活性化推進地区」のひとつとして、職住近接と核づくりによる新市街地地域に位置づけられており、本町にとって優先的に整備を進めていく区域です。幹線道路の整備が進み、広域交通網の結節点となる優位な位置条件を備えていることから、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定し、産業系や沿道サービス系の土地利用の推進に向けた検討を進めます。

さらに、区域の持つポテンシャルが高まることから、道路利用者も含めたサービス施設の整備や地域の活性化及び地域内外の交流の促進に寄与する、本町の新たなシンボルとなりコミュニティの要となる拠点の形成に向けた検討を進めます。また、工業集積地域への企業立地について、適切な環境の整備を進めます。

なお、これらの整備・検討にあたっては、社会情勢や町民ニーズに応じて段階的に進めます。

○産業系土地利用の推進に向けた新市街地整備構想の検討

⇒新市街地整備構想の検討（産業系・沿道サービス系土地利用の誘導検討、企業誘致に向けた環境整備の具体的な検討、企業誘致に向けた補助メニュー検討など）

○本町の新たなシンボルとなりコミュニティの要となる核拠点の創出

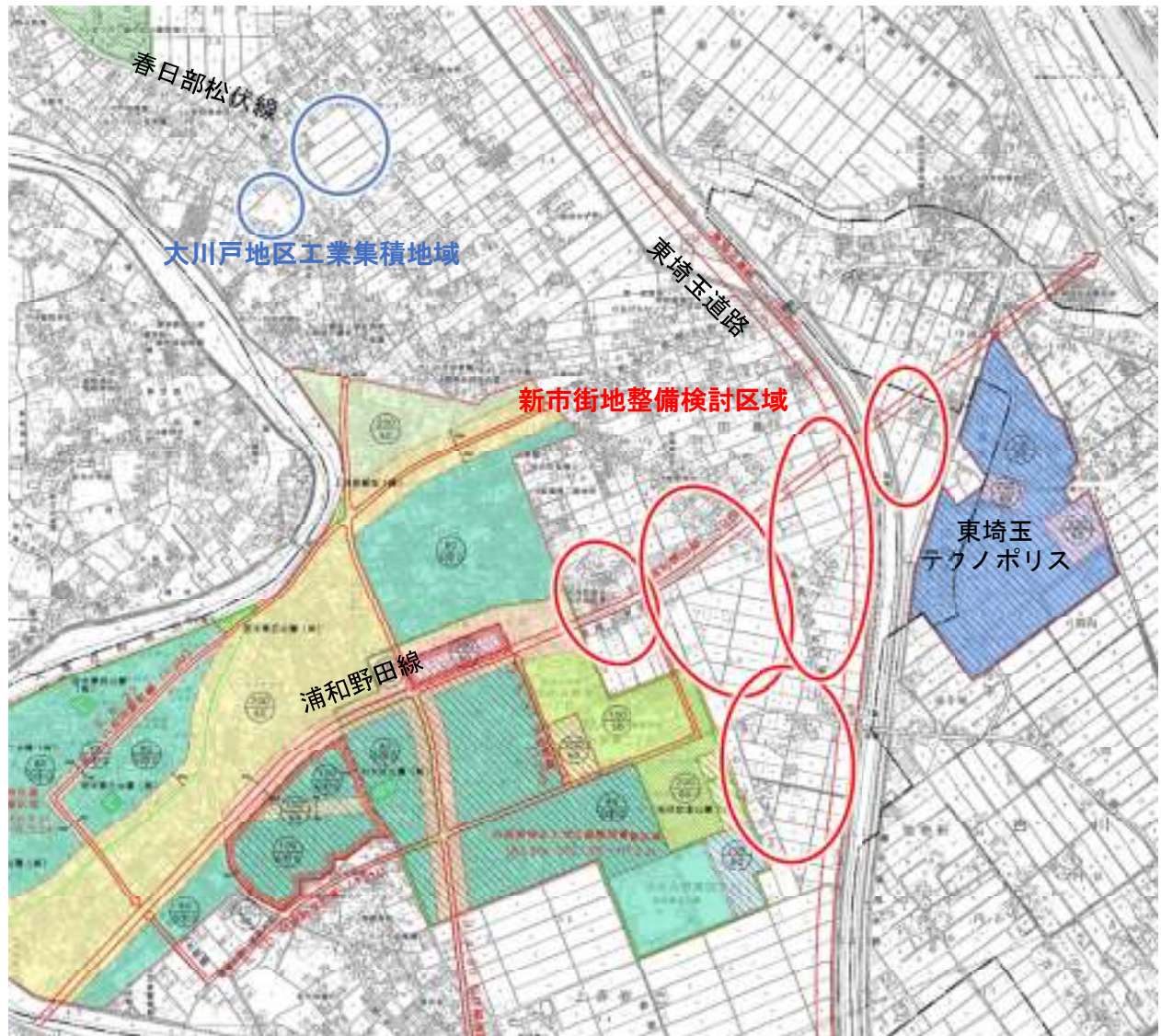
⇒道の駅などの交通拠点の整備に向けた検討（基礎調査や事業化検討など）

○工業集積地域の整備促進

⇒大川戸地区に整備される工業団地について、企業立地に適切な環境の整備を図る

事業名	事業概要	連携主体
新市街地整備促進事業 (再掲)	新市街地における工業団地の整備や周辺道路の整備など、企業誘致を受け入れる環境整備を促進する。	産・官・ 労・金
地域公共交通資源と「道の駅」の制度を活用した公共交通強化事業 (先行型) (再掲)	企業誘致を進める新市街地地域にバス路線を延伸し、交通結節点となるバスターミナルの設置及び「道の駅」制度の活用を検討を一体的に行うことで、地域の賑わいや生活を楽しむ場所の創出及び町内バス交通の利便性向上を図る。	産・官・金
企業誘致推進事業 (再掲)	ハローワークや金融機関などとの連携を密にし、企業誘致を希望する企業への補助メニューの充実を図る。	産・官・ 労・金

新市街地整備検討区域図



※新市街地整備検討区域は、東埼玉道路沿道区域のうち住宅の比較的小さい（都）浦和野田線の南側及び農業基盤整備（県事業）を実施していない上記の区域とします。このうち、企業ニーズや国などの関係機関との調整を踏まえ、一定の区域毎に整備検討を進めます。

②まつぶし北部活性化プロジェクト

北部地区については、総合振興計画における「活性化推進地区」として、今後、より地域の活性化をめざす観点から北部サービスセンター（旧老人福祉センター）とその周辺地域を町北部地区の拠点として位置付け、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させることとしています。あわせて、平成24年度を始期とする第5次松伏町行政改革大綱においても、既存施設などの方向性を見直しとして、農村トレーニングセンターの今後のあり方について検討することとなっています。こうしたことから、住民の福祉の要望に応え、活気ある地域づくりに資するため、「北部地区拠点整備に関する基本方針」を定め、実施する事務及びソフト事業について検討を行っています。

また、北部地区への居住促進、ICT教育の推進、小規模特認校の導入についても検討を進めていきます。

○行政サービスの拡充及び多くの住民が交流する機会の提供

⇒北部地区の拠点を構成する施設の設置目的の拡大、行政サービスの拡充、他団体委託も視野に入れた多様なソフト事業展開

○北部地区の活性化の推進及び利便性の向上に向けた取組み

⇒北部サービスセンター（旧老人福祉センター）を核とした一体的な管理、バリアフリーなどの施設改修、民間事業者に対しての公共交通網の充実の要請

○北部地域への居住促進

⇒町北部における居住区域拡張を図るため、都市計画法第34条第11号の規定により、住居系開発が可能な区域の指定を検討する。その際、「優良田園住宅制度」の導入可能性について、現況や法規制、熟度などについて基礎調査を行う。

○ICT教育の推進・小規模特認校の検討

⇒小学校を対象にICTを活用した校内LANの整備や電子黒板やタブレット端末などの情報通信機器の導入を検討する。また、こうした特色ある教育を背景に町内全域から通学を認める「小規模特認校」の導入を検討する。

事業名	事業概要	連携主体
北部拠点活性化事業（先行型）（再掲）	北部サービスセンター（旧老人福祉センター）とその周辺地区における地域を町北部の拠点として位置付け、一部の行政事務やソフト事業を展開するため、多世代が利用するのに支障がないよう、施設改修や備品整備を行うとともに、一部の事業を前倒しで実施していくもの。	官
北部地域居住促進事業（再掲）	町北部における居住区域拡張を図るため、都市計画法第34条第11号の規定により、住居系開発が可能な区域の指定を検討する。その際、「優良田園住宅制度」の導入可能性について、現況や法規制、熟度などについて基礎調査を行う。	官
ICT教育推進事業（再掲）	小学校を対象にICTを活用した校内LANの整備や電子黒板やタブレット端末などの情報通信機器の導入を検討・実施する。	学
小規模特認校制度の導入事業（再掲）	特色ある教育を背景に町内全域から通学を認める「小規模特認校」とすることを検討する。	学



北部サービスセンター（旧老人福祉センター）（右上）、
農村トレーニングセンター（左上）及び農村ひろば（手前）

6. 総合戦略推進にあたっての2つの視点

総合戦略を進めていくうえでの基本的視点を、次のとおりとし、いずれの戦略展開にあたってもこれらの視点を重視していきます。

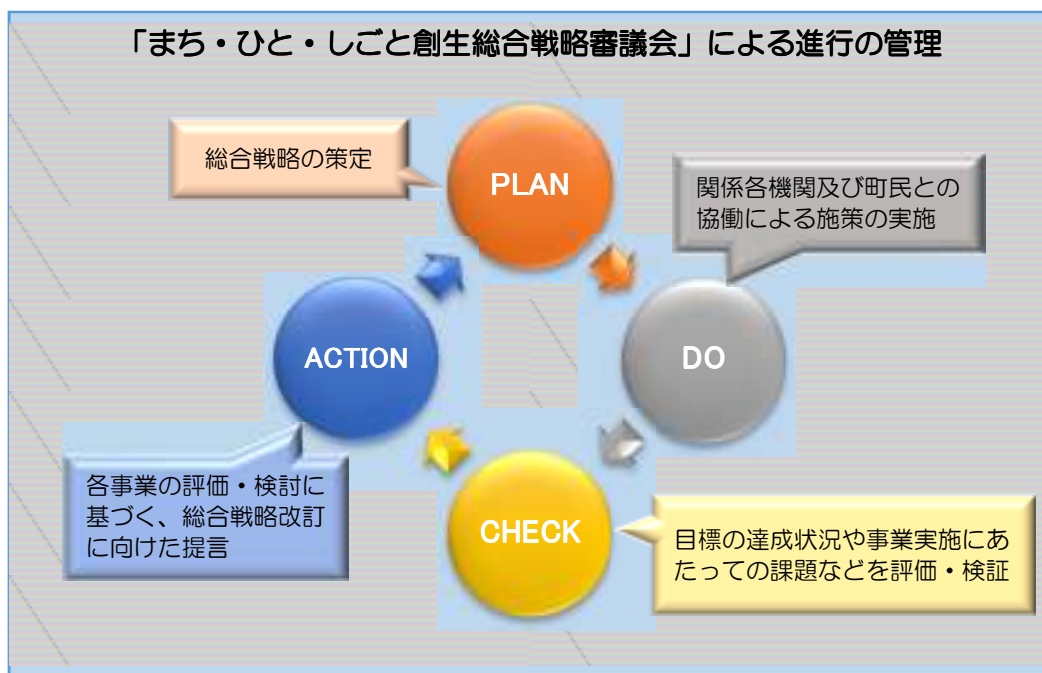
(1) 産官学金労言との連携

事業の計画及び実施にあたっては、町内外の関係各機関及び町民と協働することで、健全な行財政運営を維持しつつ、より効果的で実効性のある取組み内容となるよう、具体的な連携主体を検討していきます。

(2) PDCAサイクルによる進行の管理

総合戦略で示す4つの基本目標を実現するため、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するといったプロセスを実行します。

総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するため、総合戦略の策定プロセスで設置した「まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を発展的に活用して、計画策定から施策・事業の実施までの5年間のプロセスで継続的にかかわりをもって推進していきます。



7. 今後の考え方

本町の人口問題における直近5年間の課題に取り組むため、「交流人口を増やす魅力づくりと町民満足度の向上」を基本理念として、本総合戦略を策定しました。

今後は、社会情勢や町民ニーズを踏まえ、必要に応じて総合戦略の見直しを行いながら、次のような方向性でまちづくりに取り組んでいきます。

【今後の方向性】

- 引き続き町民の転出に歯止めをかけると同時に、子育て世代を中心とした新たな転入も呼び込むことで、人口の自然増をめざします。
- 子育て世代予備軍である学生世代に、本町の魅力を感じ、定住あるいはUターンしてもらえる施策を進めます。
- 子育てに対する支援に加え、高齢世代への魅力ある施策を実施し、実家に若い家族を呼び、本町での同居を促します。
- 町内各機関及び町民との協働関係を強化すると同時に、埼玉県及び周辺市町をはじめとする他自治体との連携を図り、交流人口の増加を促進します。

8. 資料

(1) 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成27年3月27日

条例第16号

(目的及び設置)

第1条 人口急減・超高齢化という大きな課題に対応し、松伏町の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生することを目的とし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、効果検証、改訂等について審議するため、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の策定
- (2) 総合戦略の効果検証
- (3) 総合戦略の改訂
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第1条のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議に必要な場合は、関係者の出席を求めて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年松伏村条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表総合振興計画審議会委員の項の次に、次の1項を加える。

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	日額 5,800円
----------------------	-----------

(2) 審議会委員

区 分		氏 名	
1号委員	松伏町商工会	小島 朗	
	埼玉県東部地域振興センター	佐藤 正信	
	大正大学	佐藤 徹明	
	埼玉りそな銀行	久保埜 良幸	鈴木 正広
	越谷公共職業安定所	飯野 哲義	
	埼玉新聞社	宮下 達也	
2号委員	公募	田村 笑	
	公募	古屋 由美	
3号委員	松伏中学校 PTA	石原 みどり	
	吉川青年会議所	程田 幸秀	

会 長：小島 朗 委員
副会長：程田 幸秀 委員

(3) 諮問書

企 第 261 号
平成27年 6 月18日

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会会長 様

松伏町長 會田 重雄



松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成27年松伏町条例第16号）第1条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会へ意見を求めます。

記

本町では、平成26年3月に策定された「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を目指して、まちづくりを進めています。

一方、国全体の状況は、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小が、地方自治体の直面する大きな課題となっています。

こうした状況を受け、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）を制定し、市町村は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、当該市町村における人口の現状や将来展望等を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえ、まち・ひと・しごと創生に係る目標や施策の基本的方向等をまとめた「地方版総合戦略」を策定するよう努めることとされました。

つきましては、法の趣旨を踏まえ、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び指標の効果検証についてお諮りします。

(4) 答申書

平成28年2月23日

松伏町長 會田 重雄 様

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会
会長 小島 朗

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

平成27年6月18日付け企第261号で諮問された、「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、人口減少社会に対応し町の創生を図ることができるよう、本町の現状と課題、将来人口推計や町民意識などを踏まえ、当審議会で慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当審議会は、今回提出された「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び今年度に先行実施した事業の指標と効果について、その内容を妥当なもの認め、ここに答申いたします。

なお、総合戦略の推進にあたっては、実施する施策の効果を検証し、必要に応じて見直しを図るといったプロセスを基本として、下記事項に十分留意し努めるよう要望します。

記

- 1 「交流人口を増やす魅力づくりと町民満足度の向上」を今後5か年の基本理念として、各施策の推進に努めること。
- 2 基本理念に基づき、総合戦略に掲げた基本目標である、
 - ・「魅力ある働く場を確保する」
 - ・「新たにひとを呼び込む魅力を発信する」
 - ・「自然環境の良さを活かして、子育てや暮らしの環境を向上させる」
 - ・「町民ニーズに合った、生活利便性が向上するまちをつくる」
 の推進に努めること。
- 3 新市街地整備プロジェクト及びまつぶし北部活性化プロジェクトを、土地利用構想に関する重点施策として位置づけ推進すること。
- 4 事業の計画及び実施にあたっては、健全な行財政運営を維持しつつ、より効果的で実効性のある取り組み内容となるよう、町内外の関係各機関や町民など多様な主体と連携し、協働関係の構築に努めること。

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年3月発行

松伏町企画財政課 総合政策担当

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地

TEL:048-991-1818 (直通)